

「甲州市物価高騰対策地域商品券」取扱事業者募集のご案内

食料品をはじめとする物価高騰に伴い市民生活の支援を目的として、「甲州市物価高騰対策地域商品券」を全市民に交付するにあたり、取扱事業者を公募いたします。なお、本事業は国の「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」を活用しております。

商品券内容 ※詳細については甲州市役所、甲州市商工会のホームページでご確認ください。

- 交付総額 約4.3億円
- 交付内容 1セット15,000円(1,000円券15枚綴り)。郵送で世帯全員分を世帯主宛に送付
全店共通券10,000円分、食料品取扱店専用券5,000円分
※日本標準産業分類に規定されている卸売業、小売業のうち飲食料品小売業に該当する店舗を食料品取扱店とする。
- 交付対象者 ①令和8年2月1日において市の住民基本台帳に記録されている者
②令和8年2月2日から同年9月30日までに出生した者のうち、出生の日以降初めて住民基本台帳に記録される市区町村が、本市である者
- 利用期間 令和8年4月1日(水)～令和8年10月31日(土)
- 換金方法 商品券回収取扱事業所にて商品券回収後、甲州市商工会より振込

取扱店登録資格

- 甲州市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる者。ただし、次の事業者を除きます。
 - (1)特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)が営業を行っている者
 - (3)下記の「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

商品券の利用対象とならないもの

- 不動産及び金融商品
- ギフトカード、プリペイドカード等換金性の高いもの
- 国税、地方税、使用料等の公租公課
- 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- 公序良俗に反するもの

商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

申込方法及び締め切り

- 「甲州市地域商品券取扱店申込書」に記入のうえ、

令和8年2月27日(金)までに甲州市商工会にお申し込み下さい。

※上記「申込書」は甲州市HP及び商工会HPからもダウンロードできます。

※市役所観光商工課、勝沼・大和支所、商工会窓口でも配布いたします。

お問合せ先

甲州市商工会 〒404-0042 甲州市塩山上於曾1154

TEL:0553-33-2236 FAX:0553-33-2795

甲州市役所 観光商工課 ワイン・商工振興担当 〒404-8501 甲州市塩山上於曾1085-1

TEL:0553-32-5091 FAX:0553-32-5714